

令和6年8月30日招集

8月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度8月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年8月30日(金) 午後2時30分から午後2時57分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (31人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄		
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
		20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明			3番	鈴木健二
		5番	長井範親		
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (5名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第30号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 蘆巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
農政振興係主事 金内誠一 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度8月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>本日、3番 若林清廣委員、19番 江端美春委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p>
	<p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、</p>
	<p>17番 大嶋 喜芳委員、18番 渡部 藤四夫委員にお願いいたします。</p>
	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、</p>
	<p>追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p>
	<p>議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p>
	<p>議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p>
	<p>議案第30号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>それでは、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で3件、中央地区で1件、秋葉区で7件、西区で1件、西蒲区で5件の計17件です。</p> <p>次に議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西区で1件です。</p> <p>次に議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で6件、秋葉区で6件、西区で3件、西蒲区で3件の計18件です。</p> <p>次に議案第30号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区で1件です。</p> <p>なお、議案第31号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請が、中央地区で1件ありましたが、補正期間中に申請人の要望により取下げとなりましたので、欠番となっています。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は37件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の3件は、去る8月26日に審査を行いました。</p> <p>議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、非農家が家庭菜園のために売買によって農地を取得するものです。</p> <p>「北2号」、「北3号」は、譲受人が規模拡大のため、売買によって農地を取得するものです。経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件についていずれも問題ないと判</p>

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の7件は、去る8月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、は、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第5許可申請についてです。10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は賃借権を設定し、現場事務所等敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、近隣企業の土木工事を請け負い申請に至りました。</p> <p>「中2号」、「中3号」は売買により、それぞれ、特定建築条件付売買予定地、共同住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中3号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>「中4号」、は、賃借権を設定し、露天資材置場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は水道局発注の配水管布設工事を受注し、申請に至りました。</p> <p>農地区分は農用地ですが不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中5号」、「中6号」は、売買により個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>いずれも将来設計を考え申請に至りました。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請6件、いずれ</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>も問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の13件を、28日に審査いたしました。</p> <p>議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページ及び5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は高齢による耕作不能を原因とした親戚への贈与、</p> <p>「秋2号」は秋葉区外の所有者が管理困難による隣接耕作者への贈与。</p> <p>「秋3号」から「秋7号」及び議案書12ページから13ページ議案第29号農地法第5条許可申請に関する処分決定について中、「秋3号」から「秋6号」は関連する案件であるため、一括説明いたします。</p> <p>本件譲受人は区内で養蜂業を営む畜産家であり、集出荷及び、蜜蜂の育成に必要な作業所等を県の補助を活用し建設を計画したものです。</p> <p>この際、養蜂業の特殊性から山間部での設置が望ましく同地を選定したところ、選定地の所有者から全ての土地の買受を求められ、作業所部分は法人名義の5条転用、作業所に隣接する大部分の農地は蜂蜜採取用植物の作付け地として法人名義の3条申請、残余の部分は自家用野菜栽培により農地として管理するものです。</p> <p>引き続き、農地法第5条許可申請「秋1号」及び「秋2号」について説明いたします。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は3種農地である隣接農地を自宅拡張敷地とするものです。</p> <p>「秋2号」は1種農地である事務所隣接農地を事業用資材置場として使用する目的で売買するものです。</p> <p>いずれの転用についても土地改良区の同意がなされており、排水及び土砂の流出等も対策されております。</p> <p>以上13件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>8月28日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は、譲渡人の経営規模縮小と、譲受人の経営規模拡大により売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、9ページをご覧ください。</p> <p>議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、自己の所有農地を貸露天駐車場に転用するものです。</p> <p>駐車場が不足する近隣の店舗や福祉施設などからの要望を受け、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、14ページをご覧ください。</p> <p>議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、売買により、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は土木・産廃業を営んでおり、事業関係の来客用駐車場および作業用車両の置き場のほか、自家用車の駐車場として利用する計画です。</p> <p>「西2号」は売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>親元から独立して世帯を構えるため、申請に至りました。</p> <p>「西1号」および「西2号」とともに、農地区分は、第2種農地です。</p> <p>「西3号」は、使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>能登半島地震で被災した住宅を建て替えるため、申請に至りました。</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西1号」から「西3号」まで、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、4条許可申請1件、5条許可申請3件、計5件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の9件は、去る8月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲2号」、「蒲4号」及び「蒲5号」は、譲渡人からの申し出により、贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲3号」は、以前から耕作していた譲受人へ、贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>次に、議案第29号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」及び「蒲3号」は、売買及び使用貸借により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「蒲2号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。従業員用の駐車スペースが不足しているため、申請に至りました。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第30号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、平成12年に転用許可されましたが、実施には至りませんでした。この度、承継者が個人住宅を建築することとなり、申請にいたしました。</p>
--------------------------	---

	<p>以上、農地法第3条許可申請5件、事業計画変更承認申請1件及び農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書9ページ、議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書10ページ、議案第29号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたしま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>次に、議案書 16 ページ、議案第 30 号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 32 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 33 号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。最初に、議案第 32 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1 ページ、令和 6 年 8 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 6 件、中央地区 4 件、秋葉区 1 件、南区 3 件、合計で件数 14 件、面積 81,138 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区 1 件、秋葉区 3 件、南区 5 件、西区 1 件、西蒲区 2 件、合計で件数 12 件、面積 56,800 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区 2 件、面積 4,293 m²です。</p> <p>続いて 2 ページ、利用権の更新について、北区 11 件、中央地区 17 件、秋葉区 18 件、南区 20 件、合計で件数 66 件、面積 394,141 m²です。</p> <p>詳細につきましては、4 ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4 ページから 29 ページのとおりです。</p>

	<p>次に、利用権の移転については、30ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、31ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和6年9月13日からとなります。</p> <p>引き続き、議案第33号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページのとおり、西蒲区で1件、移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から8月2日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、2ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年10月29日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出を</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>それでは、別冊 1 の議案第 3 2 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、別冊 2 の議案第 3 3 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 14:57</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和 6 年度 8 月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
